

模倣品対策室の取組

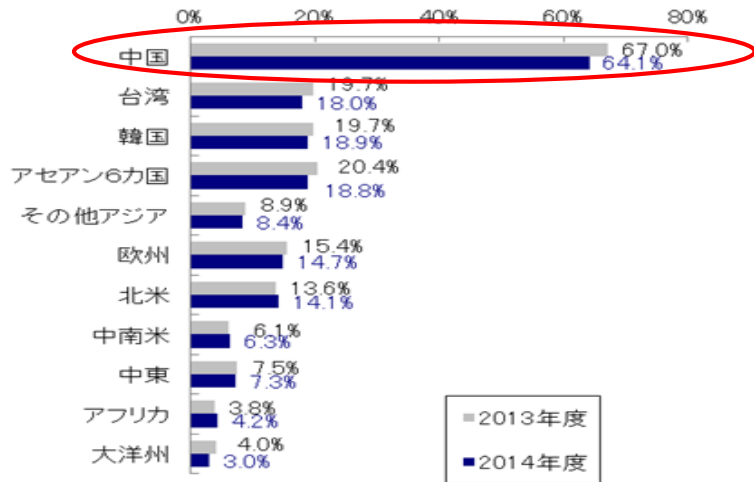
平成29年4月4日

製造産業局 模倣品対策室

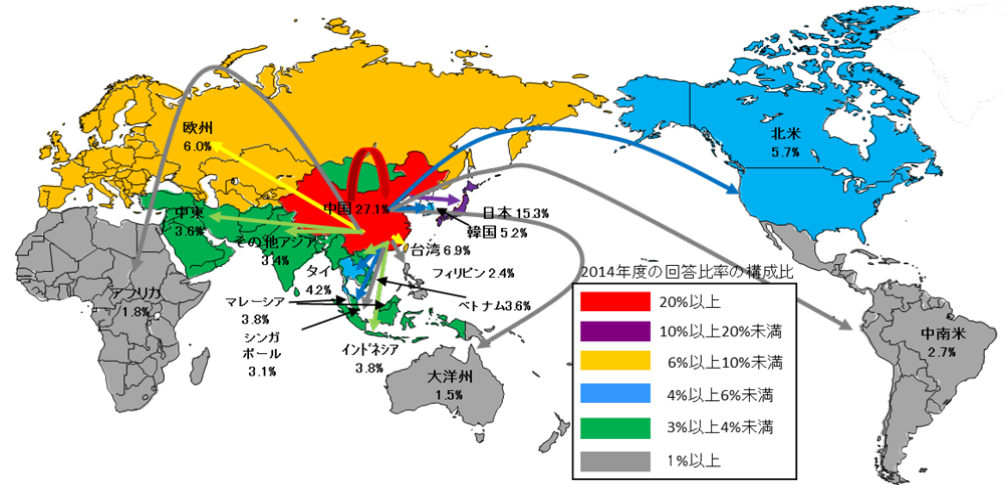
模倣品対策の現状と課題

- 模倣品被害の動向を見ると、依然として中国に由来するものが最も多い。また中国で製造された模倣品は、日本のみならず欧米・中東・アジア等世界中で販売され拡散している。
- インターネット上の模倣品被害割合は増加傾向にある。

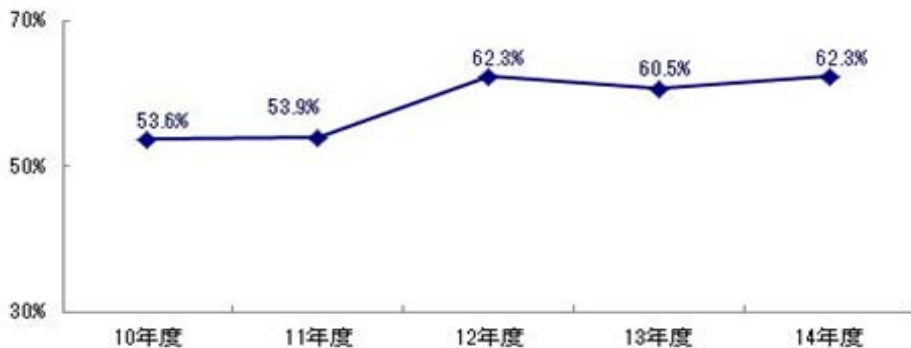
国・地域別の模倣被害社率※



中国で製造された模倣品の販売提供国・地域（流出先）の構成※



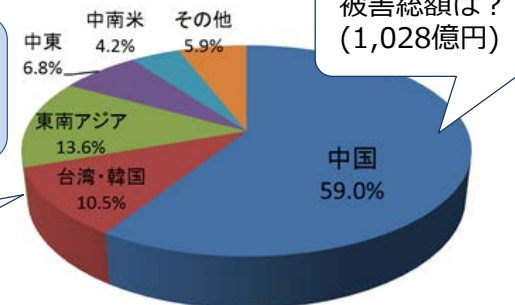
インターネットによる模倣被害の状況、推移※



国・地域別の模倣品被害額の状況

◆世界の被害額（OECD調査）
正規品の世界貿易額の約2%
2013年で4,610億ドル（約45兆円）

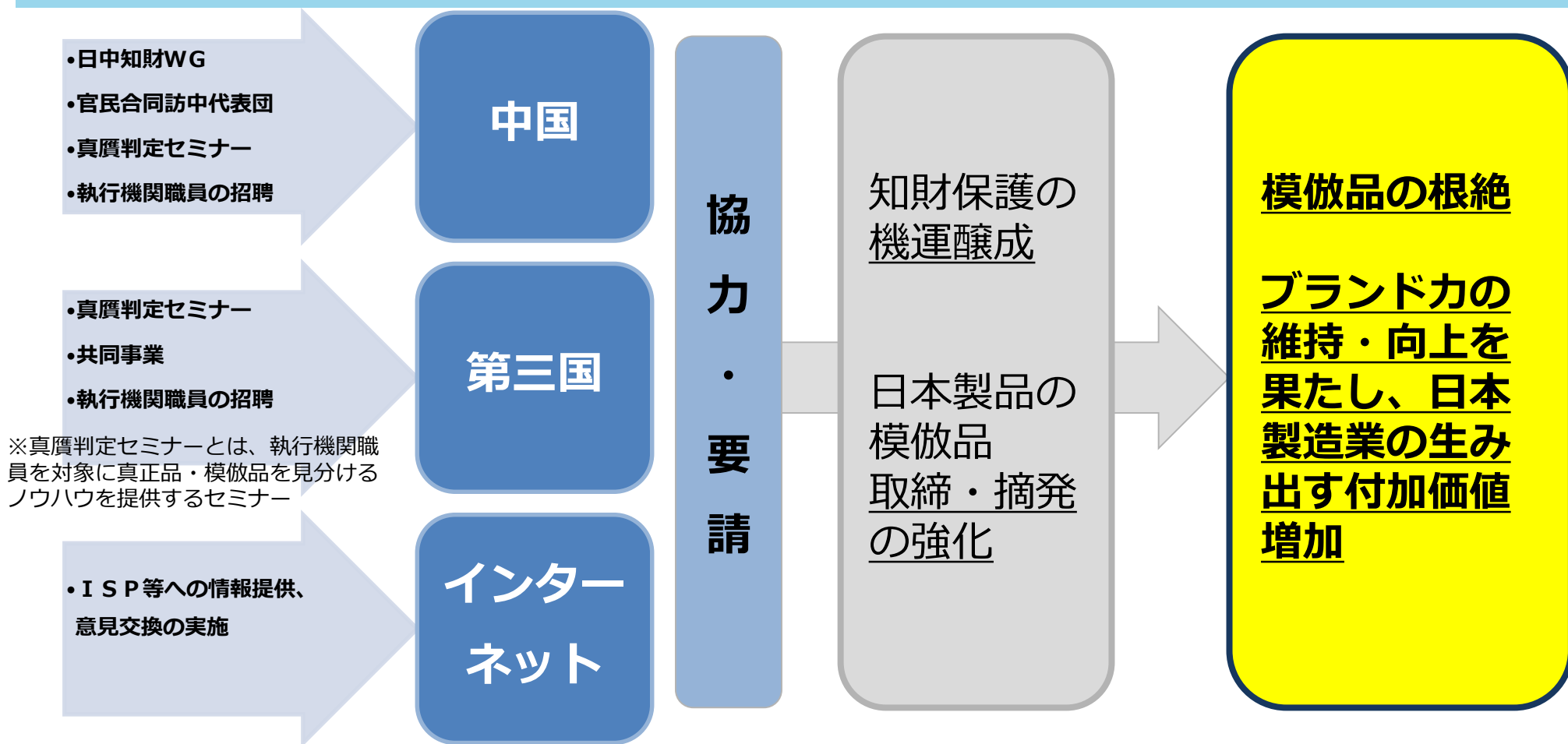
1社あたりの平均被害額は？
（1.8億円）



被害総額は？
（1,028億円）

世界へ拡大する模倣品被害への対策

- 模倣品の製造国・消費国・輸出国である**中国への対策**（政府間対話、官民合同ミッション、真贋判定セミナー、政府職員招聘等）
- 中国からの**模倣品流出国（第三国）への対策**（真贋判定セミナー、共同事業、政府職員招聘等）
- 増加する**インターネット上の模倣品への対策**（ISP等への情報提供、意見交換等）



日中知的財産権ワーキング・グループ

- 平成21年6月に経済産業大臣と中国商務部長との間で交換された「知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、日中知的財産権ワーキング・グループを過去5回開催。
- 第5回目となる日中知的財産権ワーキング・グループは平成28年6月28日に東京で開催。

第5回日中知財WG

議長：経済産業省大臣官房審議官

経済産業省
内閣府 知的財産戦略推進事務局
警察庁
外務省
財務省
文化庁
農林水産省



議長：商務部条約法律司副司長

商務部
国家知識産権局
国家版權局
農業部
双打室
海関総署
國務院法制弁公室



- 知的財産権に関する法制度から、執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱う。
- 議題に応じて、日中双方は自国政府の関連部門を会議に招請。また双方の同意により、産業界代表や学識者の招請が可能。
- 原則毎年1回、日中交代で開催。

<目的>

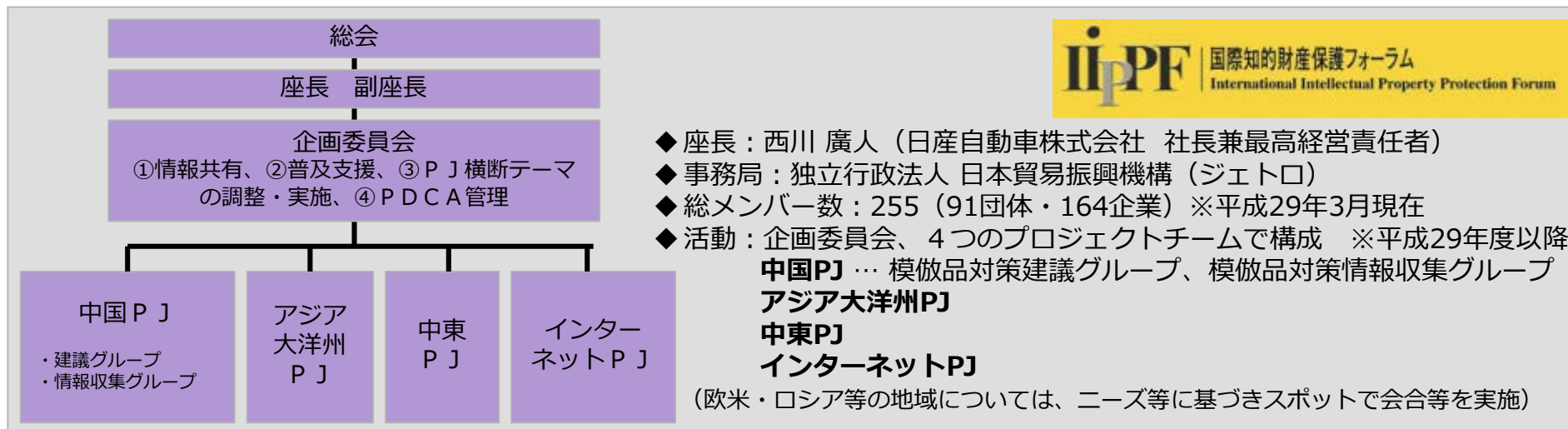
- ・日中双方の交流と協力が一層促進
- ・中国の知財保護環境整備が進展

- ✓ 日中における知的財産関連法制の動向や今後の知的財産戦略について確認
- ✓ インターネット上の知的財産権侵害対策の強化や日中二国間のみならず第三国市場にも拡大しつつある模倣品被害に対する措置等、**日中両国が協力して取り組んでいく対策等について意見交換**
- ✓ 次回の第6回知財WGの開催について**平成29年度に中国で開催することで合意**



国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

- 平成14年4月に、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、知財保護の促進に資すること等を目的として設立。
- 官民協力の象徴的な活動として「官民合同訪中団」を派遣。



官民合同訪中団

第1回：2002年12月 森下（松下電器産業(株)会長）座長、西川経済産業副大臣 他

※第2回～第5回は、宗国（本田技研工業(株)会長）座長を中心に実施。

第6回：2009年2月 中村（パナソニック(株)会長）座長、高市経済産業副大臣 他

第7回：2010年8月 志賀（日産自動車(株)最高執行責任者）座長、近藤経済産業政務官 他

第8回：2012年9月 志賀（日産自動車(株)最高執行責任者）座長、中根経済産業政務官 他

上記の他、2002年から毎年、実務レベルの官民合同訪中団を派遣（中央政府、広東省政府）



要請事項の一部が、中国知財法改正や特別摘発活動として具現化

侵害発生国への協力事業

- 真贋判定セミナー：侵害発生国の税関・警察等執行関係機関の職員を対象に、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーを開催。
- 共同事業：ベトナム及びミャンマーにおいて、共同事業を実施。
- 政府職員招聘：海外の政府機関職員を招聘し、日本政府や産業界との交流を実施。

真贋判定セミナー

平成28年度実施実績

- 中国（4回）
- ベトナム
- インドネシア
- インド
- エジプト
- 米国



**日本製品の模倣品
摘発強化に直結**

共同事業

- ベトナム三者連携による市場啓発
①ベトナム執行機関（市場管理局等）②ベトナム大規模市場の経営者③日本権利者の三者が連携し、市場入居店舗に対して啓発セミナー、市場検査・指導、検証会議を実施する取組をベトナム政府と共同で実施。
- ミャンマー税関差止めプロジェクト
ミャンマー税関と経産省等が協力して、国外からミャンマーに流入する模倣品を税関で差止めるため、情報提供等を実施。ミャンマー税関は一定期間、日本製品の対象商品について集中的に通関監視を行う。



**相手国政府と共同でフォ
ローアップ等を行い
継続性のある対策が実現**

政府職員招聘

平成28年度実績

- ベトナム(ホーチミン)税関・市場管理局
- インドネシア国家警察
- フィリピン政府機関
- UAE(ドバイ)経済開発庁・首長国知的財産協会(EIPA)
- イラン税関



**人的関係構築や産業界を
含んだ意見交換等が実現**

<参考> サウジアラビア商業投資省との覚書

- 平成29年9月、経済産業大臣とサウジアラビア商業投資大臣との間で、模倣品対策協力に関する覚書を締結。
- 覚書はサウジアラビアの新経済政策「日サウジ・ビジョン2030」の実現に向けた、両国の取組の一環として位置づけられるもの。

<背景>


- ◆ サウジアラビアは中東における模倣品の一大消費地であり、自国の国内消費者保護の観点からサウジアラビア政府は模倣品対策に高い関心。
- ◆ 中国税関の統計等によれば、サウジアラビアには、中国からUAEドバイ等を経由して模倣品が流入している可能性が高く、特に自動車部品、時計等の分野では、我が国企業の模倣品被害が多発。
- ◆ 模倣品排除の実効性を高めるためには、国内で行政摘発を担う商業投資省の理解・協力が不可欠であり、権利者の知財保護と同時に、サウジアラビアの消費者保護等も念頭において、両国協力して模倣品対策に取り組むことが必要。

<覚書骨子>

- ◆ 知財権利者保護及び消費者保護の重要性に鑑み、模倣品対策に関する二国間の関係強化が目的
- ◆ 内容としては、
 - ① **模倣品対策に関する経験共有、情報交換、トレーニング、セミナー、政府間会合の開催等**
 - ② **本覚書に基づく協力事項の日サ合同委員会への報告**

<実績>

- ◆ 平成28年12月に、経済産業省幹部がサウジアラビア商業投資省の幹部を訪問し、日サ模倣品対策協力に関する意見交換を実施。今後、市場での重点摘発や共同の普及啓発事業について更に議論していくことで合意。

 **商業投資省との覚書を契機に、協力を推進し、模倣品排除の実効性を高めていく。**